

新座市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月22日

新座市水道事業管理者

新座市長 並 木 傑



新座市企業規則第1号

新座市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則

新座市水道事業給水条例施行規則（昭和42年新座市企業規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第15条 削除 （水道メーターの検針） 第16条 水道メーターの検針は隔月例日に行う。ただし、事情のあるときは変更することができる。 2 [略] （料金の納期限） 第16条の2 条例第22条の料金は、検針の日の属する月の翌月末日を納期限とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）及び日曜日又は土曜日に当たるときは、その翌営業日とする。 2 前項の規定にかかわらず、給水の中止若しくは停止または市長が必要と認める場合の納	（1か月の意義） 第15条 条例において1か月とは、水道メーターにより使用水量を計量するものにあつては、検針日の翌日から次の検針日までをいい、その他のものにあつては暦月をいう。 （水道メーターの検針） 第16条 水道メーターの検針は毎月例日に行う。ただし、事情のあるときは変更することができる。 2 [略]

期限は、その都度別に定める。	
----------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。